

公 告

向日市まちづくり条例第45条の規定により、次のとおり公告し、当該特定開発事業に係る開発事業計画を縦覧に供します。

平成24年9月18日

向日市長 久 嶋 務

1 開発事業者

住所 滋賀県守山市梅田町15番9号

氏名 橋本不動産 株式会社 代表取締役 橋本達雄

2 開発事業区域の位置

向日市 上植野町泰田14番地の一部、15番地の一部、
16番地の1、16番地の2

3 開発基本計画受付番号

第 5 号

4 開発事業区域の面積

1847.23 m²

5 開発基本計画の名称

向日市上植野町泰田戸建分譲住宅

6 予定建築物の用途

戸建住宅

7 縦覧場所

向日市寺戸町中野20番地

向日市役所 建設産業部都市計画課

8 縦覧期間

平成24年9月18日から平成24年10月1日まで

9 特定開発事業に係る開発事業計画に対する意見書の提出について

当該、開発事業計画に対し、向日市まちづくり条例第40条で定める者は、縦覧期間中に意見書を市長に提出することができます。

なお、意見書の用紙は、縦覧場所に置いてあります。また、向日市ホームページからもダウンロードできます。

(1) 提出先

〒617-8665

向日市寺戸町中野20番地

向日市建設産業部都市計画課まちづくり指導係

(2) 提出期限

平成24年10月1日（月）午後5時までに必着

添付資料 開発事業区域の位置図

